

こども誰でも通園制度の導入の検討について

こども部保育運営課

《本議題の趣旨》

- ① こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に係る国の動向及び本市の対応状況の報告
- ② 令和 7 年度中の事業実施のために必要な条例の制定及び改正に係る案に対するご意見の聴取

条 例	参 照 法 令 等	概 要
（仮称）柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例【新規制定】	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）	既存の柏市基準条例に合わせ、一般型の乳児室の面積基準を 1.65 m² → 3.3 m² に上乘せする その他は内閣府令（国基準）と同じ基準とする
柏市保育園条例【改正】	令和 7 年度保育関係予算案の概要（こども家庭庁）	実施要綱に規定されることが見込まれる保育料等の金額に合わせて本市の保育料を規定する
柏市子ども・子育て支援複合施設条例【改正】	※ 今後、国が実施要綱を発出する予定	

1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた国の動向について

(1) こども誰でも通園制度について

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



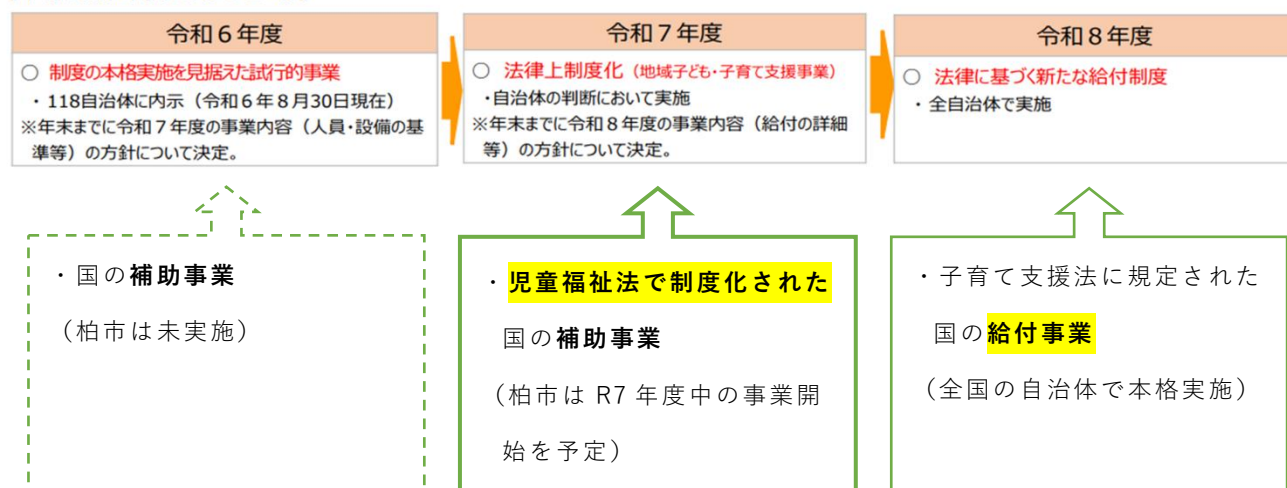
【出典】令和6年11月26日「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和6年度第2回）」資料5

【参考】令和7年度補助事業イメージ図



(2) 国のスケジュールについて

【本格実施に向けたスケジュール】



2 本市の対応状況について

(1) 条例制定・改正について

乳児等通園支援事業の実施に向けて、条例の制定・改正を行います。

名 称	区 分
(仮称) 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例	新規制定
柏市保育園条例	改正
柏市子ども・子育て支援複合施設条例	改正

(2) 「(仮称) 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例(案)」の概要について

【用語説明】 条例を定める際の国基準に「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」について

従うべき基準：必ず適合しなければならない基準（基準に従う範囲で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容）

参酌すべき基準：十分参照しなければならない基準（十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容）

【用語説明】 乳児等通園支援事業の区分について

余裕活用型：保育所，認定こども園，小規模保育事業等において，利用児童が利用定員に達しない場合に利用定員の範囲内で受入れ

一般型：事業実施施設の定員とは別に，乳児等通園支援事業の定員を設定（在園児と合同又は専用室独立実施型）

主 な 事 項	基 準
人員配置基準 従うべき基準	余裕活用型 各施設（保育所，認定こども園，小規模保育事業等）の国基準を順守 一般型 0 歳 3 : 1, 1 ~ 2 歳 6 : 1 （子ども : 職員） ・ 事業に従事する職員として乳児等通園支援従事者（保育士，子育て支援員）を配置し，そのうち保育士を半数以上とすること。 ・ 乳児等通園支援従事者の数は 2 名を下ることはできない。 ※ 保育所等と一体的に事業を実施する場合等の緩和規定有り
設備基準（乳児室・ほふく室）	余裕活用型 従うべき基準 各施設（保育所，認定こども園，小規模保育事業等）の国基準を順守 一般型 参酌すべき基準 【0 ~ 1 歳児】 上乗せ 乳児室： 1.65 → 3.3 m ² /人 又はほふく室：3.3 m ² /人 【2 歳児以上】 上乗せなし 保育室又は遊戯室：1.98 m ² /人 保育所・認定こども園に 係る既存の柏市基準 条例に合わせて上乗せ
非常災害対策 参酌すべき基準	避難及び消火に対する訓練は，少なくとも毎月一回は，行わなければならない
安全計画の策定等 従うべき基準	乳児等通園支援事業所の設備の安全点検，職員，利用乳幼児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた当該事業所での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないなど

自動車を運行する場合の所在の確認 従うべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない 利用園児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーなどの見落としを防止する装置を備えなければならないなど
職員の一般的条件等 参酌すべき基準	従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない
利用乳幼児を平等に取扱う原則 従うべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する経費を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない
虐待等の防止 従うべき基準	乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、暴行・わいせつ行為など利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
衛生管理等 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないなど
食事 従うべき基準 （調理設備に係る部分に限る）	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない

内部の規程 (重要事項) 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない - 一 事業の目的及び運営の方針 - 二 その提供する乳児等通園支援の内容 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容 - 四 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに行わない日 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 - 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 - 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
帳簿 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない
秘密保持 従うべき基準	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないなど
苦情への対応 参酌すべき基準	乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないなど
乳児等通園支援の内容 従うべき基準	国が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない

保護者との連絡 参酌すべき基準	保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等について，保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない
---------------------------	--

(3) 「柏市保育園条例」及び「柏市子ども・子育て支援複合施設条例」の改正案の概要について

柏市保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例に，以下の事項を追加します。

主 な 事 項	内 容		
乳児等通園支援事業の実施	公立保育園及び柏市子ども・子育て支援複合施設において、乳児等通園支援事業を実施すること等		
保育料の額等	下表のとおり保育料の額を定めること		
	区 分	1 時間当たりの保育料	
		月の利用時間 10 時間まで	月の利用時間 10 時間超
	0 歳 児	300 円	1,600 円
	1 歳 児		1,400 円
	2 歳 児		1,200 円
保育料の減免	低所得者世帯などを対象に、保育料を減額又は免除すること		

(4) パブリックコメントの実施について

条例制定案について，以下のとおりパブリックコメントを実施する予定です。

ア 閲覧期間・場所

期間：3 月（予定）

場所：行政資料室（本庁舎 1 階），行政資料センター（沼南庁舎 1 階），近隣センター，柏駅前行政サービスセンター，富勢出張所，子ども・子育て支援複合施設 T e T o T e，保育運営課，市のホームページ

イ 提出方法

柏市ホームページの入力フォームで提出，郵送又は直接持参

(5) 事業者の認可について

「（仮称）柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例」を制定した後に，認可申請書の受付を開始する予定です。

また，事業者を認可する前に柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会において意見聴取を実施する予定です。

【参考】認可手順（想定）のイメージ図



(6) 事業開始に向けた想定スケジュールについて

令和7年3月	パブリックコメント実施
4月	パブリックコメント結果公表
5月	令和7年第2回定例会に条例案上程
6月	令和7年第2回定例会議決
7月	乳児等通園支援事業認可申請書受付
時期未定	認可に係る意見聴取（柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会）
9月	認可通知送付（私立園）
10月	乳児等通園支援事業（補助事業）開始予定
時期未定	国が内閣府令（確認基準等）公布
時期未定	確認基準条例制定 ※必要に応じて関係条例を改正
令和8年4月	乳児等通園支援事業本格実施（給付事業）

第2回定例会で可決された場合の想定

以上